

計量国語学会会費に関する細則

2016年10月12日制定

(会費年額)

第1条 会費の年額は5500円とする。ただし、第2条に定める学生会費が適用される場合は3000円とする。

(学生会費)

第2条 毎年4月時点で学生の身分を有している会員には、学生会費を適用することができる。年度途中の新規入会者は、入会時点で学生の身分を有している場合、その年度に関して学生会費を適用することができる。

2 学生会費の適用を受けようとする者は、自分自身が学生の身分を有していることを証明するために、当該年度に有効な学生証(等)のコピーを毎年4月に(新規入会者は入会時に)学会事務所に(郵送、メール、FAX等で)送るものとする。

3 学生会費は、前納できない。

(会費の免除)

第3条 理事会が承認した場合に限り、会員に対して会費の納入を免除することができる。

2 会費の免除を行う場合は、事前に会員に対して報知しなければならない。

(会費の変更)

第4条 会費年額は理事会での承認がなければ変更できない。

附則

この細則は、2017年4月1日から適用する。